

定額減税

控除の実施 と 控除後の事務



今年6月1日以後に支払う給与等（賞与を含む。以下同じ）のうち、支給日が早いものより順次、定額減税による控除（月次減税事務）が実施されます。
ここでは、実際の事務処理にあたりよくいただいたご質問をまとめました。

月次減税事務で控除する定額減税額（月次減税額）の計算から控除まで

Q1 月次減税額の計算方法を教えてください

控除対象者ごとの月次減税額は、次の計算式で求めます。

$$30,000 \text{ 円(控除対象者本人分)} + 30,000 \text{ 円} \times \text{扶養親族等*の人数}$$

* 定額減税の対象となる同一生計配偶者と扶養親族
源泉徴収税額の計算のための「扶養親族等の数」とは異なる場合があります。

A1

Q2 月次減税額は、どのように控除するのですか？

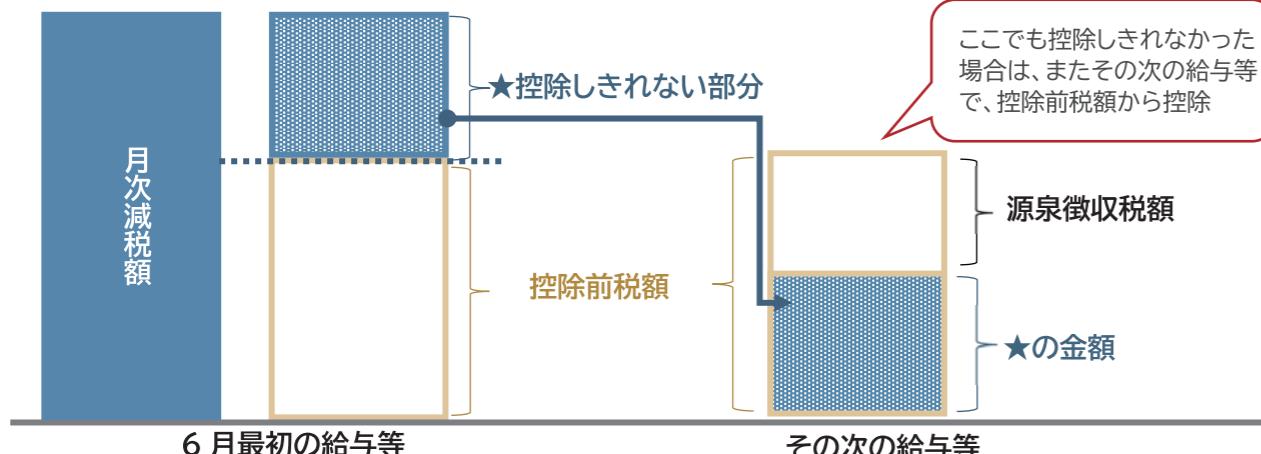
控除前税額*から控除します。

A2

- 令和6年6月1日以後最初に支払う給与等に対する控除前税額から控除します。
- 控除しきれない部分の金額については、その後に支払う給与等における控除前税額から、順次控除します（下図参照）。

* 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額

■ 6月最初に支払う給与等の控除前税額から月次減税額を控除しきれなかった場合



控除後の事務

Q3

給与支払明細書には、どのように記載したらよいですか？

A3

給与明細書には、実際に控除した月次減税額の金額を、以下のように記載します。

【記載例】 定額減税額(所得税) ×××円
定額減税 ×××円 など

* 給与明細書のどこに記載するのかは、「適宜の箇所」とされており、特に規定はありません。
* 給与明細書に余白がない等、記載が難しい場合は、別紙に記載しても差し支えありません。

■ 記載例

令和6年6月分給与明細書

勤怠	出勤日数	欠勤日数	有休日数	有休残日数			
支給	20	0	0	20			
労働時間	160:00	0:00	深夜労働時間	0:00	休日労働時間	0:00	
支給	300,000						
控除	15,015		介護保険料	27,450	厚生年金等	雇用保険料	所得税 住民税
合計	300,000	44,265	差引支給額	255,735			累計課税支給額 300,000

定額減税:3,520円



Q4

納付書には、どのように記載したらよいですか？

A4

月次減税事務を実施した場合、納付書の「俸給・給料等」、「賞与(役員賞与を除く。)」又は「役員賞与」の「税額」欄には、各人ごとの月次減税額控除後の金額（その給与等から源泉徴収すべき税額）を集計して、その金額を記載します。

■ 記載例

[出典]国税庁「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」

Q5

月次減税額を控除したら、納付すべき税額が0円になったのですが……

A5

その場合も、納付書は作成します。納付すべき税額がある場合に準じて納付書の各欄に記入し、その納付書を税務署に提出してください。